

# 第6次小山市行政改革大綱実施計画 進捗状況調査書

No.	取組項目			担当課・担当係	取組番号	区分			
55	保育料の徴収率向上			こども課・幼保係	2-3-2-006	継続			
基本方針	分権時代に対応した人材育成と持続可能な財政運営	大項目	財政基盤の強化と計画的な財政運営	中項目	受益と負担の適正化				
取組概要	保育料未納者に対して、納入相談や児童手当の充当などを実施し、徴収率の向上に努める。毎年、保育料を滞納する保護者がおり、税の公平性の観点からも全員の方から納入していただく必要があるため、継続して取組む。			達成目標	保育料徴収率99.5%達成	目標年度 H31			
推進計画		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行うとともに、入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け、納入意識の向上を図る。	活動計画	●	●	●	●	●			
	実施状況	●	●	●					
指標名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	累計・最終目標	累計実績	達成率
保育料調定額に対する保育料収入額の割合(%)	目標値	99.37%	99.40%	99.43%	99.47%	99.50%	99.50%	99.24%	99.7%
	実績値	99.31%	99.20%	99.24%					
効果額(千円)	目標値	179	359	539	779	959	2,815	1045	37.1%
	実績値	178	347	520					
効果額の算出基礎	平成25年度保育料調定額を基に算出した年度ごとの徴収率増分に当たる保育料収入額								
年度	P 年次計画・目標	D 実施状況・主な取組内容			C・A 課題及び次年度に向けた改善内容				
H27	未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行なうとともに入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け納入意識の向上を図る。	児童手当特別徴収の申出を得るため、臨戸訪問を実施した。また、入所中の児童の滞納がある保護者には継続が決定される前に納付相談を実施。			入所や継続の際に提出してもらう保育料納付についての誓約書に、滞納した場合の児童手当を充当する旨の記載をすることを検討していく				
		進捗度	B 計画通り						
H28	未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行なうとともに入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け納入意識の向上を図る。	児童手当特別徴収の申出を得るため、臨戸訪問を実施した。また、入所中の児童の滞納がある保護者には継続が決定される前に納付相談を実施。			現年度滞納分について、保護者からの申出書なしに児童手当からの保育料への充当を行う。				
		進捗度	B 計画通り						
H29	未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行なうとともに入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け納入意識の向上を図る。	児童手当特別徴収の申出を得るため、臨戸訪問を実施した。また、現年度滞納分について保護者からの申出書なしに児童手当からの保育料への充当を実施。			現年度滞納分について、保護者からの申出書なしに児童手当からの保育料への充当を行う。				
		進捗度	B 計画通り						
H30	未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行なうとともに入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け納入意識の向上を図る。								
		進捗度							
H31	未納者に対する文書発送や個別訪問、児童手当からの充当を行なうとともに入所者全員に保育料納入誓約書の提出を義務付け納入意識の向上を図る。								
		進捗度							